

## よくある質問

### 試験地に関すること

Q	福岡に現在は住んでいますが、9月に他県に引っ越す予定です。引越した先で受験はできますか？
A	<p><b>他県での受験は出来ません。</b></p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A[申し込み現在 ※受験資格の対象業務に従事していますか] --&gt; B[勤務地は福岡県ですか]     A --&gt; C[住所地は福岡県ですか]     B --&gt; D[福岡県]     B --&gt; E[勤務地のある都道府県]     C --&gt; F[福岡県]     C --&gt; G[住所地のある都道府県]             </pre> </div> <p>試験地の基準は、申込書を提出する時点の勤務地（勤務していない場合は自宅住所地での受験となる）。</p>

### 受験要件に関すること

Q	介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー）の資格で、介護業務に従事していました。受験要項に該当しますか。
A	<b><u>介護福祉士等の法定資格がないと該当しません</u></b> 平成30年度から、受験要件が見直され、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修 1・2 級課程、旧介護職員基礎研修の資格も該当しません。
Q	国家資格は持っていませんが、相談業務に従事していました。要件に該当しますか？
A	平成30年度から受験要件が見直され、 <b>別表 2</b> 相談援助業務に従事する者の範囲に記載のある施設・職種での相談業務に限り該当します。
Q	私は4月1日から事業所に勤務していますが、介護福祉士の登録日は5月15日からとなっています。実務経験に算入できる従事期間はいつからになりますか？
A	<b><u>登録日の5月15日から算入できます</u></b> 平成30年度から、資格取得日前の介護業務の期間・日数は算入できなくなりました。

Q	保健師の資格があり、市役所の介護保険課で、介護保険の認定調査の業務のみをしています。実務経験として算入できますか？
A	<b><u>実務経験として認められません</u></b> 認定調査業務は、要援護者に対する直接対人援助業務ではなく、保健師の資格に基づく業務にも該当しないため算入されません。

Q	介護福祉士の資格があり、住宅型有料老人ホームで介護業務に従事していますが、受験要件に該当しますか？
A	<b><u>該当しません</u></b> 住宅型有料老人ホームは、入居者が介護を必要とする場合において、外部の介護サービスの利用を受ける施設であり、介護を直接提供する施設ではありません。（ただし、訪問介護事業所などに所属し、入居者に介護サービスを提供する場合は該当します。）

Q	栄養士の資格を有しています。民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。受験要件として該当しますか？
A	<b><u>該当しません</u></b> 受験要件として、資格に基づく業務と併せて、要援護者に対する直接的な対人援助が前提となっています。その為、栄養士の業務としては、要援護者に栄養の指導・相談をする者が受験要件として該当します。

Q	薬剤師の資格を有していて、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務をおこなっています。受験要件に該当しますか？
A	<b><u>該当しません</u></b> 国家資格を有していても、教育業務・研究業務・事務・営業販売などの要援護者に対する直接的な対人援助でない場合は受験要件に該当しません。

Q	社会福祉士の資格があり、老人施設で身体介護業務に従事しています。受験要件に該当しますか？
A	<b><u>該当しません</u></b> 身体介護業務は社会福祉士の資格に基づく業務ではない為、該当しません。

Q	介護福祉士の資格があつて、福祉用具専門相談員として福祉用具の販売とレンタルの業務に従事しています。受験要件に該当しますか？
A	<b><u>該当しません</u></b> 。福祉用具専門相談員の業務はケアマネ試験の実務経験の要件には該当しません。なお、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・技師装具士の資格があつても、福祉用具専門相談員の業務は実務経験の要件には該当しません。

Q	介護福祉士の資格があり、通所介護（＝デイサービス）で生活相談員として勤務しています。受験要件に該当しますか？
A	日常的に、身体介護の業務を兼務している場合、これを <b><u>証明できれば該当します</u></b> 相談援助業務にだけ従事している場合は介護福祉士の資格に基づく業務とはいえない為、 <b><u>該当しません</u></b> 。

## 実務の期間・日数に関すること

Q	試験実施前までに、従事期間5年、従事日数900日の実務経験が満たされる予定です。受験することは可能ですか？
A	<b>受験可能です</b> 試験日の前日までの期間を算定できます。ただし、申込時に実務経験証明書の【見込】で提出した従事期間の要件を満たした日以降に実務経験証明書【確定】を改めて提出する必要があります。

Q	同時期に2つの事業所にパート等で勤務した場合は、実務経験の計算はどうなりますか？																																				
A	<p><b>【例】 A事業所 H24.4.1～H26.3.31 B事業所 H25.4.1～H27.3.31 の場合</b></p> <p><b>業務期間の考え方</b>          それぞれの事業所で2年間の勤務ですが、H25.4.1～H26.3.31の1年間は重複しているため、3年間の実務期間として算定されます。          重複期間は、A及びB事業所それぞれに、「<b>従事日数内訳（見込）証明書</b>」の作成を依頼し提出してください。  <small>6/1以降に配布する試験案内に綴込の様式をご使用ください</small></p> <p><b>従事日数の考え方</b>          日数の計算では、同じ日の午前と午後で別の事業所で働いた場合でも、1日の実務日数として算定されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>合計出勤日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A事業所</td> <td>—</td> <td>午前</td> <td>午前</td> <td>全日</td> <td>—</td> <td>午前</td> <td>午前</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>B事業所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>午後</td> <td>—</td> <td>午後</td> <td>午後</td> <td>—</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>算定できる出勤日数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6日</td> </tr> </tbody> </table> <p>半日でも出勤すれば算定は1日      2ヶ所に出勤しても算定は1日</p>		日	月	火	水	木	金	土	合計出勤日数	A事業所	—	午前	午前	全日	—	午前	午前	5日	B事業所	—	—	午後	—	午後	午後	—	3日	算定できる出勤日数	—	1	1	1	1	1	1	6日
	日	月	火	水	木	金	土	合計出勤日数																													
A事業所	—	午前	午前	全日	—	午前	午前	5日																													
B事業所	—	—	午後	—	午後	午後	—	3日																													
算定できる出勤日数	—	1	1	1	1	1	1	6日																													

Q	病院で20年間、看護師として働いていますが、すべての勤務期間の日数を証明する必要がありますか。病院から、10年以上前の記録は保管していないといわれました。
A	本来、勤務記録がない実務について実務経験を証明することはできませんが、現在保管されている記録に基づき、従事期間5年(=1,825日)と従事日数900日の確認ができれば、保管されている記録の期間と日数で証明していただければ問題ありません。

## 提出書類に関すること

Q	実務経験証明書を用意したいのですが、証明してもらう様式は決まっていますか？
A	<b>決まっています</b> 試験案内に実務経験証明書の様式が示されていますので、その様式をコピーするか、もしくは本協会の HP から様式をダウンロードして、証明者に実務経験の証明を依頼してください。ただし、この様式は <b>試験案内配布日（6/1）からしか配布・公開されません</b> ので、現 時点では、実務経験証明書の準備はできません。証明者に試験案内配布日（6/1）以降に証明を依頼する旨を、あらかじめ伝えておく 等、事前に実務経験証明書取得の準備を進めておくことをおすすめします。

Q	過去に福岡県で受験して不合格でした。今年も受験をしたいと思いますが、また受験資格（実務経験証明書・資格証）を提出する必要がありますか？
A	<b>平成 29 年度までに受験した方→必要です。</b> 平成 30 年度から受験要件が改正されているため、平成 29 年度以前の受験票もしくは合否 通知の原本では証明できません。実務経験証明書・資格証等を改めて提出していただくこと になります。 <b>平成 30 年度以降に受験した方→平成 30 年度以降の受験票もしくは合否通知の原本を 提出することで証明書に代えることができます。</b>

Q	氏名が変わって、実務経験証明書と申込書の氏名が違う場合はどうしたら良いです か？
A	氏名の変更が確認できる、 <b>戸籍抄本の原本</b> を申込書類と一緒に提出してください。

Q	看護師の資格を取得して4年になりますが、准看護師としての勤務期間を通算すると、5年以上（900日以上）になります。この場合、看護師の免許証の写しだけを添付す ればよいのでしょうか？
A	<b>看護師免許と准看護師免許の写しが必要で</b> す 准看護師と看護師の従事期間を合算しなければ受験要件を満たさないため、両方の 免許証の写しの添付が必要となります。証の裏面に登録年月日が記載されている場合があります。その際は、必ず裏面の写し も併せて添付してください。

Q	受験申込みにあたり、実務経験証明書は受験資格を満たす期間のものがあれば1枚で もよいですか？それとも、これまでの実務経験すべてを申告する必要がありますか？
A	受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、すべての実務経験を申告いただく必要はありません。 <b>受験資格を満たす期間（5年以上かつ900日以上）を証明できれば、勤務先1カ所 の証明書1枚で構いません。</b> 反対に、受験資格を満たす期間を証明するために複数の勤務先の証明が必要であれば、その必要な枚数を添付してください。

Q	個人開業で鍼灸院を営んでいます。自分が受験するにあたり「実務経験証明書」の証明を自分自身で行ってよいのですか？
A	基本的に、証明は所属先の長が行いますが、受験者自身がその立場にある場合は 実務経験証明書と一緒に以下の書類を添付してください。 <b>開業許可書、認可、開設届、指定通知書、業務委託契約書など（写し）</b> ※公的な書類から、受験者の氏名、開業している施設の名称と開設地、開業日等を確認します。なお、提出された書類以外にも、審査の段階で追加提出を求められる場合があります。